

セゾンカード規約一部改定のお知らせ

2024年10月15日をもってセゾンカード規約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■セゾンカード規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第7条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支払変更の申出があり、当社が認めた場合には、会員は以下の支払方法に変更できます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 支払方法の自動変更サービス申出以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。</p> <p>(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。</p> <p>(ハ) (2)④、⑤、(3) ①②による支払方法での利用の場合。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第7条（弁済金等の支払方法等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 支払変更の申出があり、当社が認めた場合には、会員は以下の支払方法に変更できます。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 支払方法の自動変更サービス申出以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(イ) リボルビング払いに変更する時点で<u>商品購入に係る</u>ご利用可能枠を超過していた場合。</p> <p>(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。</p> <p>(ハ) <u>(3) ①②</u>による支払方法での利用の場合。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>第22条（その他承諾事項等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p>	<p>第22条（その他承諾事項等）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p>

<p>①第7条(4)に定めるご利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払をATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>①第7条(4)に定めるご利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。また、会員からの申し出により当社がご利用明細書の再発行を行う場合、本会員には当社所定の再発行費用をご負担いただきます。</p> <p>②キャッシングサービスのご利用及び返済金並びに商品購入に係るリボルビング払いの残高のお支払をATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則</p> <p>第5条(外国通貨建て取引の円換算方法)</p> <p>セゾンカード規約第25条(日本国外でのカードのご利用)①は以下のとおりとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%(アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%)を加えた換算レートを使用します。</p>	<p>セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則</p> <p>第5条(外国通貨建て取引の円換算方法)</p> <p>セゾンカード規約第25条(日本国外でのカードのご利用)①は以下のとおりとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%(アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%)を加えた換算レートを使用します。</p>
<p>(新規に規定)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条(セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第5条(外国通貨建て取引の円換算方法)に関する読み替え規定</u></p> <p>2024年12月1日ご利用分までは、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則</p>

	<p>第5条（外国通貨建て取引の円換算方法）は、以下の規定に読み替えて適用します。</p> <p>第5条（外国通貨建て取引の円換算方法）</p> <p>セゾンカード規約第25条（日本国外でのカードのご利用）①は以下のとおりとします。</p> <p>①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた換算レートを使用します。</p>
<p>■分割払いのお支払について（セゾンカード規約第7条（3）①参照）</p>	<p>■分割払いのお支払について（セゾンカード規約第7条（3）①参照）</p> <p style="text-align: center;">末尾記載</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■分割払いのお支払について（セゾンカード規約第7条（3）①参照）

（例）現金価格 50,000 円、10 回払いの時

●分割払手数料 50,000 円 × (8.2 円/100 円) =4,100 円

●支払総額 50,000 円 + 4,100 円=54,100 円

●各支払日の分割支払金 54,100 円 ÷ 10 回=5,410 円

支払回数（回）	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支払期間（ヶ月）	3	4	5	6	7	8	9	10	11
実質年率（%）	14.7	15.6	16.3	16.7	17.0	17.2	17.4	17.5	17.6
現金価格 100 円当たりの 手数料の額（円）	2.5	3.3	4.1	5.0	5.8	6.6	7.4	8.2	9.1

支払回数（回）	12	13	14	15	16	17	18	19	20
支払期間（ヶ月）	12	13	14	15	16	17	18	19	20
実質年率（％）	17.7	17.8	17.8	17.8	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9
現金価格 100 円当たりの 手数料の額（円）	9.9	10.7	11.5	12.3	13.2	14.0	14.8	15.6	16.4

支払回数（回）	21	22	23	24	25	26	27	28	29
支払期間（ヶ月）	21	22	23	24	25	26	27	28	29
実質年率（％）	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.8
現金価格 100 円当た りの手数料の額（円）	17.3	18.1	18.9	19.7	20.5	21.4	22.2	23.0	23.8

支払回数（回）	30	31	32	33	34	35	36
支払期間（ヶ月）	30	31	32	33	34	35	36
実質年率（％）	17.8	17.8	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7
現金価格 100 円当たりの 手数料の額（円）	24.6	25.5	26.3	27.1	27.9	28.7	29.6

以上